平成２５年（フ）第１１６０６号
東京都大田区仲六郷３丁目32―２―608
債務者　永沼　智行
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６０８号
東京都墨田区本所４丁目26―６―404
債務者　新井　健三
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６０９号
東京都墨田区八広６丁目52―16―303
債務者　相吉澤直人（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１０号
東京都墨田区八広６丁目52―16―303
債務者　相吉澤裕美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１１号
東京都中野区沼袋３丁目12―11―105
債務者　岩井裕子こと　山下冨美子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１６号
東京都目黒区駒場３丁目11―12―102
債務者　福澤ヤエ子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１７号
東京都豊島区東池袋５丁目７―１―401
債務者　萩原由美子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８３号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目37番地18　第一コーポみなみ203号室
債務者　齋藤あかね
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９４号
横浜市鶴見区生麦１丁目４番13号　アルト生麦302
債務者　木下　文雄
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地437番地
債務者　上甲　初美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第５４号
愛媛県八幡浜市国木160番地１
債務者　岡本麻利子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第４８１号
栃木県宇都宮市峰町249番地１　コーポみづほ102
債務者　宮永　　浩
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９５号
栃木県さくら市狭間田1743番地２、住民票の住所栃木県さくら市狭間田1743番地１
債務者　津田　秀人
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市上戸祭町679番地５
債務者　北村　周介
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０３号
栃木県宇都宮市上戸祭町679番地５
債務者　熊耳かつ枝
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１８号
岡山市東区西大寺松崎163番地６メゾン瑞201、住民票上の住所岡山市東区西大寺松崎163番地６メゾン端
債務者　岩﨑　　香
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部